



2025年11月14日  
第074号

JR 東労組  
*Yokohama*



JR東労組横浜地本  
発行人 梶田優一  
編集情宣担当  
ホームページ  
<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



# 「カスタマーハラスメント」から身を守るために 氏名札省略についての会社の考え方

【氏名札着用の省略を求める議論経過】

①2025年6月16日開催「横地申第17号交渉」4項では…

組合側



「氏名札着用の省略はできないのか」

※地本情報 第208号（2024年度）を参照

会社側



「規程で『特に認めた場合以外着用』  
となっている。難しい面もある。」

②2025年10月27日開催「横地申第2号交渉」7項では…

組合側



「現場長や管理者の判断で氏名札を外すことはできないのか」

会社側



「原則として氏名札は着用するもの。ただ、特情もある。  
支社として判断するのは難しいので本社に伝えていく。  
社員を守るということの考えについては一致できる」

この間、川崎駅において発生したカスタマーハラスメントについての団体交渉（①「横地申第17号」）と、先月開催した「JR東労組横浜地本第30回定期大会発言等に基づく申し入れ」団体交渉（②「横地申第2号」）において、上記の通り氏名札の着用省略を求めて議論してきましたが、私たちが懸念していた通り、先月横浜駅において悪質なカスタマーハラスメント（地本情報第68号参照）が発生し、当該社員がSNSで顔や氏名を晒される事態に直面し、心を病んでしまい休職に追い込まれています。

緊急で申し入れた「横地申第4号」交渉においても  
“氏名札の着用省略”を求めていきます！